

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2025年11月号 | No. 11/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際機関会合

第 32 回 PCT 国際機関会合 (「会合」) が、2025 年 10 月 29 日から 31 日までジュネーブにてオンラインで開催されました。議長による要約と作業文書は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

本会合にて協議されたトピックは、以下の通りです。

- 2025 年 10 月 27 日と 28 日にオンライン形式で開催された品質サブグループ会合の結果について。参加した国際機関は、品質管理システム (QMS: Quality Management System) に関する各機関の報告書を確認し、2 つの国際機関の間のレビューや小グループ形式の協議において実務を共有することが、品質管理における実務の継続的な向上に有益であると評価しました。本サブグループは、国際調査及び予備審査 (ISPE: International Search and Preliminary Examination) ガイドラインで選択肢が認められている実務事項について、各機関の情報を分かりやすく表示できるインタラクティブツールのプロトタイプを一般に利用可能とするよう勧告しました。詳細は、議長による要約 (文書 [PCT/MIA/32/10](#) のアネックス II) をご参照下さい。
- データ形式に関する標準 (文書 [PCT/MIA/32/7](#)) について。参加した国際機関は、WIPO 標準 ST.36 と ST.96 を用いた XML ベース文書の開発に関する計画を共有し、国際事務局は、データ交換を円滑にするため、出願本体など特定の分野において異なる形式をサポートする可能性を認めたものの、全ての文書について二つの標準を併用した処理をサポートするだけのリソースはないことを強調しました。
- 2027 年末以降における国際調査機関及び予備審査機関の選定期間を延長する手続 (文書 [PCT/MIA/32/8](#))、及び国際事務局と各官庁又は機関との間で、国際調査機関及び予備審査機関

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

としての役割に関する取決めに、簡素化された形式を使用するために必要となる PCT 規則改正について (文書 [PCT/MIA/32/3](#))。

- 欧州特許庁と米国特許商標庁が主導する PCT 最小限資料タスクフォースに関するステータスレポートについて (文書 [PCT/MIA/32/5](#))。本会合では、PCT 最小限資料に関する新たな常設タスクフォースの提案された任務を承認しました。同タスクフォースは、2026 年に、最小限資料に含まれる非特許文献の項目リストの包括的な見直しから着手する予定です。
- 配列表について (文書 [PCT/MIA/32/6](#) 及び [PCT/MIA/32/9](#))。配列表タスクフォースを主導する欧州特許庁は、2025 年 11 月の WIPO 標準委員会で検討される予定の WIPO 標準 ST.26 の改定案の最新情報を提供しました。また、国際事務局は、WIPO Sequence Validator の次期バージョンを 2025 年第 4 四半期に、WIPO Sequence を 2026 年第 1 四半期にリリースする計画を本会合にて報告しました。
- 第三者 (情報提供制度) により提出された意見の分析を行えるようにするための提案 (文書 [PCT/MIA/32/2](#))、並びに
- 2026 年 1 月 1 日より、国際調査及び予備審査の目的において、関連する先行技術に書面による開示以外の開示を含めることに伴う、PCT 規則の更なる改正案 (文書 [PCT/MIA/32/4](#))。

最小限資料の部分を構成する特許・実用新案に関する文献

国際特許協力同盟 (PCT 同盟) 総会の第 55 回 (第 24 回通常) 会合で採択された PCT 規則 34.1(e) の改正 (2026 年 1 月 1 日発効) は、PCT 規則 34.1(d) に従い通知された特許・実用新案文献の利用可能性について国際事務局 (IB) が確認することを求めています。

IB は、これまでに、34 の特許庁から通知を受け、それらの文献の利用可能性を確認しました。これを受けて、2026 年 1 月 1 日より、1920 年 1 月 1 日以降に公開された、以下に挙げる特許庁の特許・実用新案文献が、最小限資料の部分を構成することになります。

AT オーストリア	DK デンマーク	IL イスラエル	SE スウェーデン
AU オーストラリア	EA ユーラシア 特許機構	IN インド	SG シンガポール
BR ブラジル	EG エジプト	IS アイスランド	SK スロバキア
CA カナダ	EP 欧州特許機構	JP 日本国	SA サウジアラビア
CH スイス	ES スペイン	KR 韓国	TR トルコ
CL チリ	FI フィンランド	NO ノルウェー	UA ウクライナ
CN 中国	GB 英国	PH フィリピン	US アメリカ合衆国
CZ チェキア	HU ハンガリー	PL ポーランド	
DE ドイツ	IB WIPO 国際事務局	RU ロシア連邦	

PCT 実施細則の要件に従い、利用可能とされた特許・実用新案文献に関する詳細は、2025 年 10 月 23 日及び 10 月 30 日の[公示](#) (PCT 公報) に掲載されています。

ブラジルがブダペスト条約に加入

ブラジル連邦共和国政府は、2025 年 10 月 20 日に、[特許手続上の微生物寄託の国際的承認に関するブダペスト条約](#)の加入書を寄託しました。当条約の全締約国は、寄託機関の所在地にかかわらず、特許手続の一環として寄託された微生物を認める義務があります。ブダペスト条約は、ブラジル連邦共和国の加入について 2026 年 1 月 20 日に発効予定です。

www.wipo.int/wipolex/en/treaties/notifications/details/treaty_budapest_375

世界知的財産指標 2025



年次発行の世界知的財産指標報告書が公表されました。各国、広域の知的財産庁や WIPO 国際事務局から提供される 2024 年の出願、登録や有効特許に関する統計を使用し、特許、実用新案、商標、意匠、微生物、植物品種保護、地理的表示などを取り上げています。

本報告書によると、世界全体の特許出願活動では、2024 年に 370 万件の出願を記録し、2023 年に比べ 4.9% の増加となり、5 年連続の伸びを示しました。中国、インド、韓国、日本の居住者による特許出願の大幅な伸びが、2024 年の世界全体の出願件数増加の主な推進力となりました。

インタラクティブチャートを参考にされ、報告書のハイライトをご確認下さい。詳細な調査結果については、完全版をダウンロードしていただけます。関連するデータセットも全て利用可能ですので、ご自由にご使用下さい。

プレスリリース完全版は、以下のリンク先からご一読下さい。

www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2025/article_0012.html

PCT ユーザ満足度調査 2025 の開始

WIPO は、PCT、マドリッド、またハーグ制度について、隔年でオンラインのアンケート調査を実施しています。WIPO に代わり、外部の調査会社 [BERENT](#) がアンケート調査を実施します。アンケート調査への協力依頼の案内は、ユーザ情報や制度の利用傾向を基に抽出された一部のユーザに対してのみ送られます。

ご意見は大変貴重です。アンケート調査票を受け取られた方は、是非ご回答いただけますようお願い申し上げます。調査結果は、PCT ユーザへのサービスの品質向上のための貴重な資料として役立てられます。アンケート調査票を受け取られていない方で、アンケート調査への参加を希望される方は、お気軽に[お問い合わせ下さい](#)。

ePCT 新バージョンがリリース予定 – eNotification サービスと ePCT を利用した全公開言語による IB 様式の生成

ePCT バージョン 4.16 は 2025 年 12 月上旬にリリース予定で、主に 2 つの新機能が含まれています。様式や書類の利用可能性に関して出願人へ通知する機能である eNotification と、全公開言語による IB 様式の機械翻訳版を生成する機能です。

新しい eNotification 機能により、国際事務局 (IB) は、当サービスの利用を希望する参加庁又は機関に代わって、ePCT でアクセス可能な発行済みの様式への通知リンクを出願人に提供できるようになり、出願人との迅速且つ安全な通信が可能となります。

また、IB 様式の機械翻訳版を生成する新機能により、官庁や出願人は、10 公開言語のいずれかで IB 様式の機械翻訳を表示できるようになります。なお、この機能は 2025 年 7 月 1 日に発効した PCT 規則 92 の改正に伴う実施ではありませんが、この機能強化により、異なる公開言語で業務を行う官庁や出願人にとって利便性が一層向上することになります。

ePCT の詳しい最新情報は、以下のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/en/web/ipportal-support/epct-office-user-guide/faq

2025 年 11 月 11 日は審査官の功績を称える日



知財の分野で審査官は、世界中の特許、商標、意匠、地理的表示の品質を確保する上で重要な役割を担い、イノベーション、技術開発、そして起業活動の発展を支えています。2025 年 11 月 11 日、WIPO は、初の審査官の功績を称える日を祝いました。詳しくは、[動画](#) (6 言語で提供) とハサン・クライブ事務局次長による審査官の記念日に向けた[動画メッセージ](#)をご視聴下さい。ウェブサイトでは、審査官向けの有用な[資料](#)、[ソーシャルメディアキット](#) (6 言語で提供)、また審査官の印象的なストーリーを紹介する[チェンジメーカーズ・ギャラリー](#)が掲載されています。

また、審査の舞台裏を紹介する動画コンテストの[受賞作品とファイナリスト作品](#)も視聴できます。

受賞作品おめでとうございます！

第 1 位: The Guardian of Innovation, Mexico

第 2 位: Our Jianghu “Martial Arts World”, China

第 3 位: Shaping Brands, The Examiner’s Pride, Uganda

第 4 位: A Day in the Life of an IP Examiner, Kazakhstan

第 5 位: The Silent Guardians: The Hidden Force Driving Innovation, Saudi Arabia

審査官の功績を称える日に関する情報は、次のリンク先に掲載されています。

www.wipo.int/en/web/examiners

国際出願の電子形式による出願と処理

EPO オンライン出願 (eOLF) の廃止

以下の受理官庁は、電子出願ソフトウェアである EPO オンライン出願 (eOLF) を停止予定であり、今後は ePCT 出願経由の電子形式による国際出願、その他の中間書類や通信の受理を開始します。

2 文字コードと国名・機関名	eOLF の使用停止日
AT オーストリア オーストリア特許庁	2025 年 10 月 31 日
DK デンマーク デンマーク特許商標庁	2025 年 12 月 31 日
IB WIPO 国際事務局	2026 年 1 月 1 日
IS アイスランド アイスランド知的財産庁 (ISIPO)	2024 年 1 月 1 日

(PCT 出願人の手引 附属書 C (AT、DK、IB、IS) が更新されました)

LS レット (ePCT 出願を受理開始)

受理官庁としての登録長官庁 (レット) は、2026 年 1 月 5 日より、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局 (IB) に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2025 年 11 月 20 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されています。

www.wipo.int/en/web/pct-system/official-notice/index

(PCT 出願人の手引 附属書 C (LS) が更新されました)

国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

年末期間中の国際事務局の閉庁日は、以下の通りです。

2025 年 12 月 25 日 (木)

2025 年 12 月 31 日 (水) 及び

2026 年 1 月 1 日 (木)

重要なお知らせ

PCT eServices と PCT オペレーションサービスは、上述した閉庁日は休業します。2025 年 12 月 26 日 (金)、29 日 (月)、30 日 (火) は、平常通り午前 9 時から午後 6 時まで (中央ヨーロッパ時間) 業務を行います。

PCT 公開は、2025 年 12 月 25 日(木)と 2026 年 1 月 1 日(木)に代わり、それぞれ 2025 年 12 月 26 日(金)と 2026 年 1 月 2 日(金)に行われる予定です。なお、出願の国際公開に関して考慮されるべき変更に係わる書類が到達すべき期限に変更はありません(それぞれ 2025 年 12 月 9 日(火)と 12 月 16 日(火)の午前零時(中央ヨーロッパ時間)となります)。

PCT インフォメーションサービスは、2025 年 12 月 24 日(水)から 2026 年 1 月 1 日(木)まで休業します。業務再開は 2026 年 1 月 2 日(金)です。なお、年末休暇期間中であっても当サービスに電話されますと(電話番号: (+41-22) 338 83 38)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

(訳者注: 当サービスに関する一般説明)

PCT 出願人は、WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)を利用することで、自ら認証謄本を提供したり又は(受理官庁による)提供を手配する代わりに、国際事務局(IB)に対し優先権書類として使用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう請求することができます。当サービスを活用するには、先の出願が提出された官庁が DAS 提供庁である必要がありますが、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はない点にご留意下さい。

サウジ知的財産機関が DAS 取得庁としての運用を開始

サウジ知的財産機関(SAIP)は、2025 年 9 月 1 日より、WIPO DAS 取得庁として運用を開始した旨を IB に通知しました。取得庁である SAIP に対し当サービスから認証謄本を取得するよう請求するには、出願人は、願書の(訳者注: 第 VI 欄)優先権主張欄にある優先権書類の提出の関連するボックスに記載するか、SAIP に書簡を送付して下さい。該当する DAS に関する通知は、以下のリンク先をご利用下さい。

www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=149

国立知的財産局(パラグアイ)が DAS 取得庁としての運用を開始

国立知的財産局(DINAPI)(パラグアイ)は、2025 年 12 月 10 日より、WIPO DAS 取得庁として運用を開始する旨を IB に通知しました。該当する DAS に関する通知は、以下のリンク先をご利用下さい。

www.wipo.int/en/web/das/participating-offices/search-details?territoryId=144

DAS 参加庁の詳細は、[DAS に関する通知](#)に掲載されています。

PCT アップデート

国際出願手数料及び取扱手数料の新しい換算額(多くの官庁)

2026 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に記載されている、国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示されている電子出願の減額(該当する場合)及び取扱手数料の換算額が変更になります。

[PCT 出願人の手引](#)の以下の附属書において、これらの変更が反映されます(訳者注: これらの変更は、日本語版にはまだ反映されていません)。

- 附属書 C (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BG、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CN、CR、CV、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、HN、HR、HU、IB、IE、IL、IN、IQ、IS、IT、JM、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、MD、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、UG、US、UY、UZ、WS、ZA、ZM、ZW。
- 附属書 D (国際調査機関): 全ての官庁
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): 全ての官庁、及び
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、CN、EA、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SA、SE、SG、UA、US、XN、XV。

CA: カナダ (調査手数料の変更)

CR: コスタリカ (問い合わせ先の変更)

FI: フィンランド特許登録庁 (ISA 及び IPEA の取決め、手数料の変更)

GE: ジョージア (受理官庁としての要件、国内移行要件)

HN: ホンジュラス (問い合わせ先の変更)

KZ: カザフスタン (国際調査機関/国際予備審査機関としての EAPO の指定)

QA: カタール (国際調査機関/国際予備審査機関としての SAIP の指定)

ME: モンテネグロ (問い合わせ先の変更)

RO: ルーマニア (受理官庁手数料の変更)

RS: セルビア (受理官庁及び指定官庁手数料の変更)

SK: スロバキア (国内移行、手数料の変更)

ZW: ジンバブエ (問い合わせ先の変更)

毎週の更新情報をご確認下さい。

[PCT 出願人の手引アップデート](#) - PCT 出願人の手引の毎週の新着・更新情報

[公示コレクション](#)

PCT 関連資料の最新/更新情報

欧州資格試験 (European Qualifying Examination) 用資料

欧州弁理士志望者向けの欧州資格試験 (EQE: European Qualifying Examination) 又は特許管理者向けの欧州特許管理者資格 (EPAC: European Patent Administration Certification) の受験者の試験対策資料準備を支援する目的で、国際事務局は EQE 及び EPAC 試験委員会との合意に基づき、PCT 出願人の手引特別版を用意しました。特別版には、2025 年 10 月 31 日付の各附属書や「国際段階」と「国内段階」の概要が、英語と仏語の両言語で収録されています。PDF ファイルは、検索可能な統合されたアプリケーションへ変更されており、EQE 用に利用可能です。インタラクティブ版は [こちら](#) からご利用下さい。

PCT Basic Webinar Series (PCT 基礎ウェビナーシリーズ) の中国語、日本語、韓国語による動画

エピソード 1: It all starts with an invention (すべては発明から始まる) とエピソード 2: First steps in filing a PCT application (PCT 出願の最初のステップ) の [中国語](#)、[日本語](#)、[韓国語](#) による動画が視聴可能です。

PCT 国際機関品質報告書 2024

国際調査機関及び国際予備審査機関は、PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの 21.31 及び 21.32 項に従い、国際機関としての業務について実施された品質管理システム (QMS: Quality Management System) に関する年次報告書の提出が求められています。当報告書 2024 は [こちら](#) からご利用下さい。

地雷対策技術に関する新刊行物



WIPO の地雷対策技術に関する SPARK 報告書が、最近公表されました。2002 年から 2024 年までの特許データに基づき、本報告書は地雷対策技術における世界的な特許動向の概要を提供し、探知、除去、個人用保護具に焦点を当てています。分析からは、リモートセンシング技術への移行傾向が進んでおり、自律型システムや人工知能 (AI) に基づく意思決定への関心が高まっていることを明らかにしています。こうした進展は、危険な状況への人的曝露を最小限に抑えることで、地雷対策の安全性と効率性を高めるという業界全体の目標を支えるものです。全文は [こちら](#) からご一読下さい。

実務アドバイス

指定 (及び選択) 官庁に対する国内段階移行用の国際出願の送達

Q. 各国際出願について、指定官庁に国際出願が送達されたことを出願人に知らせる通知である、様式 [PCT/IB/308](#) を受領します。この通知に対応する必要はないものと承知していますが、なぜこの通知が届くのかを理解したいので教えてください。

A: 様式 PCT/IB/308 は、国際事務局 (IB) が指定官庁に国際出願の写しを送付したことを出願人に通知するものです。出願人は通常、通知を 2 通受領しますが (訳者注: 「国際出願の送達に関する出願人への最初の通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用していない指定官庁に対する送達)」と「国際出願の送達に関する出願人への二回目及び追加的な通知 (第 22 条(1) に基づく 30 か月の期限を適用している指定官庁に対する送達)」)、重要なのは、出願人が優先日から 28 か月が経過した後速やかに受領する「二回目及び追加的な通知」です (最初の通知は、19 か月が経過した後速やかに送付されますが、ルクセンブルクとタンザニア連合共和国*のみが対象となります)。

国内段階に移行するには、[PCT 第 22 条\(1\)](#) は、出願人が翻訳文を提出し国内手数料を支払うことに加え、「第 20 条に規定する送達が既にされている場合を除き」、国際出願の写しを提出することを規定しています。

[PCT 第 20 条\(1\)\(a\)](#) は、指定官庁が国際出願の写しを受領する要件を免除する場合を除き、規則の定める通り、IB が、公開された国際出願を各指定官庁に送達することを規定しています。PCT 制度の初期には、自国が指定された場合に、各国際出願の写しを受領する要件を免除した指定国が増加しました。

2004 年に、全締約国をデフォルトで指定する制度の導入と、締約国数の増加を踏まえ、[PCT 規則 93 の 2](#) が発効しました。同規則は、国際公開の日から、指定官庁は、関係する官庁の請求によってのみ、且つ当該官庁が特定する時に、IB に保有されている国際出願又は一件書類のその他の書類の写しを受領することを規定しています。この請求は、個別に特定された書類又は特定された一若しくは複数の書類の分類に関するものとして行うことができます (PCT 規則 93 の 2.1(a))。

PCT 規則 93 の 2.1(b) は更に、送達は、IB と指定官庁又は選択官庁との間で合意した時は、実施細則で定めるところにより、IB が電子図書館において、当該官庁が書類を電子形式で入手可能な状態にする時に行われたものとみなすことを規定しています。実務上、指定官庁は、出願人が関係する官庁に国内段階移行する時から、[官庁向け ePCT](#) やその他の電子書類交換システムなど様々な電子手段により、国際出願や関連書類の写しを取得することができます。

上述した様式 [PCT/IB/308](#) では、指定官庁が 2 つに分類されて記載されています。

- | |
|---|
| <p>2. Notice is hereby given that the following designated Office(s), for which the time limit under Article 22(1), as in force from 1 April 2002, does apply, has/have requested that the communication of the international application, as provided for in Article 20, be effected under Rule 93bis.1. The International Bureau has effected that communication on the date indicated below:
08 December 2022 (08.12.2022)</p> <p style="text-align: center;">EP</p> <p>In accordance with Rule 47.1(c-bis)(i), those Offices will accept the present notice as conclusive evidence that the communication of the international application has duly taken place on the date of mailing indicated above and no copy of the international application is required to be furnished by the applicant to the designated Office(s).</p> <p>3. The following designated Offices, for which the time limit under Article 22(1), as in force from 1 April 2002, does apply, have not requested, as at the time of mailing of the present notice, that the communication of the international application be effected under Rule 93bis.1:</p> <p style="text-align: center;">AE, AG, AL, AM, AO, AP, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DJ, DK, DM, DO, DZ, EA, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IQ, IR, IS, IT, JM, JO, JP, KE, KG, KH, KN, KP, KR, KW, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OA, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, UA, UG, US, UZ, VC, VN, WS, ZA, ZM, ZW</p> <p>In accordance with Rule 47.1(c-bis)(ii), those Offices accept the present notice as conclusive evidence that the Contracting State for which that Office acts as a designated Office does not require the furnishing, under Article 22, by the applicant of a copy of the international application.</p> |
|---|

様式の項目 2 は、PCT 第 20 条及び PCT 規則 93 の 2.1 に基づく送達を請求している官庁向けで、現在、各国際出願について欧州特許庁が該当します。当該官庁は、当様式の郵送日 (すなわち、IB が、関連する電子システムにおいて当該出願を入手可能な状態とした日) に、IB が国際出願を送達したことの決定的証拠として当様式を受領します。従って、出願人は、当該官庁に対し写しを提供する必要はありません ([PCT 規則 47.1\(c の 2\)\(i\)](#) 及び [PCT 規則 93 の 2](#))。

指定官庁の大半は、項目 3 に列挙されています。これらの指定官庁が、優先日から 28 か月が経過する前に IB に対し国際出願の送達を請求しなかった時は、PCT 規則 47.1(e) に基づき、当該官庁は、出願人による国内段階移行用の国際出願の写しの提出を要求しない旨を IB に通知したものとみなされます (PCT 規則 47.1(c の 2)(ii))。

上記で説明した区別は法的に必要とされますが、出願人にとっては通常、実務的な重要性はありません。出願が公開されている場合には、出願人は、指定官庁に国際出願の写しを提出する必要はありませんのでご安心下さい。

なお、出願人が早期に国内段階移行する場合（国際公開前）には、IB は、出願人又は指定官庁の請求に応じて、速やかに国際出願を送達します（[PCT 第 23 条\(2\)](#) 及び [PCT 規則 47.4](#)）。

*これらの 2 か国では、優先日から 19 か月以内に国際予備審査の請求が行われたい限り、国内段階への移行に依然として 20 か月の期間が適用されます。なお、これらの 2 か国は、広域特許制度の加盟国であり、優先日から 31 か月で広域段階に移行できる点にご留意下さい。

特集: PCT と 2025 年ノーベル賞

今年の科学技術分野のノーベル賞受賞者は、知的財産 (IP) が人々の生活の向上に果たす役割を強く再認識させてくれる存在です。2025 年 10 月時点で、今年のノーベル賞受賞者によって約 200 件の PCT 出願が行われています。

2025 年ノーベル化学賞

北川進氏、Richard Robson 氏、Omar M. Yaghi 氏は、新たな分子構造体である金属有機構造体 (MOFs: Metal-Organic Frameworks) の開発により、2025 年ノーベル化学賞を受賞しました。Richard Robson 氏が関与した注目すべき PCT 出願の一つは、[PCT/AU2017/050727](#) 「金属有機構造体を用いた麻酔薬の捕捉・貯蔵方法」です。北川進氏は 1997 年以降、[40 件以上の PCT 出願](#) を行っており、[うち 4 件](#) は改良型 MOF 構造に関するものです。Omar M. Yaghi 氏は 1999 年以降、WIPO の PCT システムを積極的に活用しているユーザです。72 件の特許出願が、PCT ルートを経て複数国で特許保護を取得しました。彼の最も初期の PCT 出願は 2002 年に遡ります - [PCT/US2002/013763](#) (「異構造金属有機構造体、その形成方法、及び気体貯蔵への応用を目的とした細孔サイズと機能性の体系的設計」)。最新の出願 ([PCT/US2024/050115](#) - 「大気中の水分を回収するための共有結合性有機構造体」) は 2024 年に提出され、今年 4 月に公開されました。

2025 年ノーベル物理学賞

2025 年のノーベル物理学賞は、John Clarke 氏、Michel H. Devoret 氏と John M. Martinis 氏へ「電気回路における巨視的な量子力学的トンネル効果とエネルギー量子化の発見」に対して授与されました。Michel H. Devoret 氏による [PCT 出願は約 20 件](#) (出願人は主にイェール大学)、John M. Martinis 氏による [PCT 出願は 16 件](#) で、2017 年から 2023 年にかけては主に Google が出願人となっています。出願の一例として、[PCT/US2019/012441](#) - 「超伝導回路によるハードウェア効率の高い耐障害性操作」があります。

2025 年のノーベル生理学・医学賞

2025 年のノーベル生理学・医学賞は、Mary E. Brunkow 氏、Frederick J. Ramsdell 氏と坂口志文氏の 3 人に「末梢免疫寛容に関する発見」に対して共同で授与されました。当然のことながら、ノーベル生理学・医学賞受賞者も PCT を多用しています。Mary E. Brunkow 氏による 1999 年以降の [PCT 出願は 7 件](#) 見つかりました。このうち、Mary E. Brunkow 氏と Frederick J. Ramsdell 氏が共同出願した [PCT](#)

[出願が 2 件](#)あります。Frederick J. Ramsdell 氏 ([PCT 出願 7 件](#)) と坂口志文氏 ([PCT 出願 25 件](#)) も 1997 年以降、複数国での特許取得のために PCT 制度を継続的に利用しています。一例として、[PCT/US2002/015897](#) - 「FOXP3 タンパク質を用いた霊長類の免疫機能調節方法」、[PCT/US1999/018407](#) - 「マウスのスカーフィー表現型を引き起こす遺伝子とそのヒト直行遺伝子の同定」、並びに [PCT/US2006/018540](#) - 「T 細胞を共刺激するために PHLA 2 を使用する方法」があります。

*注記: 全ての特許データは、発明者名及び該当する場合は化学化合物による検索を用いて PATENTSCOPE から取得したものであり、2025 年 10 月時点の情報です。

参考資料

Popular information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025.
<https://www.nobelprize.org/prizes/chemistry/2025/popular-information>

Advanced information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025.
<https://www.nobelprize.org/prizes/physics/2025/advanced-information>

Advanced information. NobelPrize.org. Nobel Prize Outreach 2025.
<https://www.nobelprize.org/prizes/medicine/2025/advanced-information>